

### 3 主な農業関係融資制度の概要

#### (1) 農業経営改善関係資金に係る一元的融資手続き等

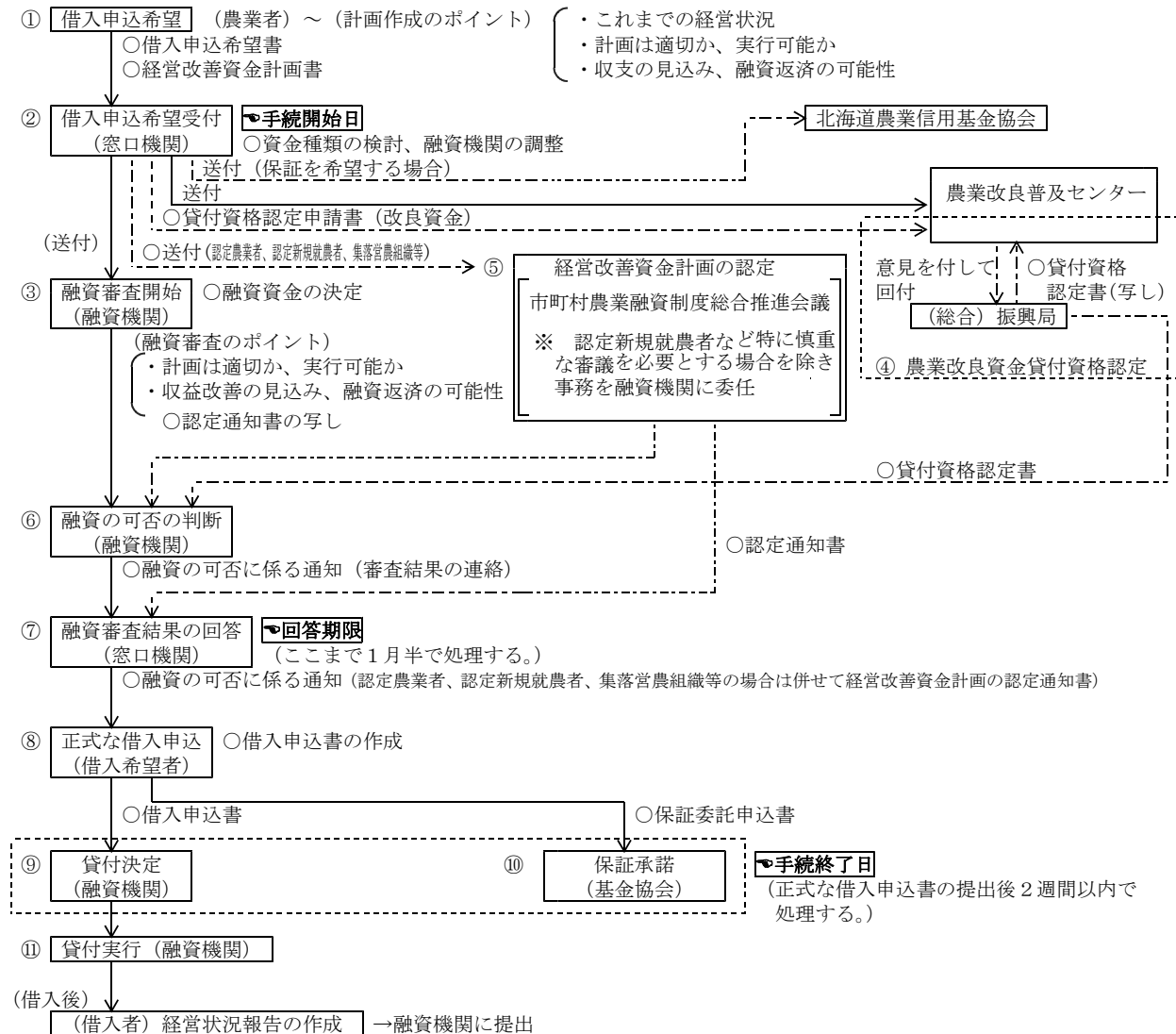
##### <趣旨>

食料・農業・農村基本法の目指す効率かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、経営意欲と能力のある農業の担い手が経営改善を図ろうとする場合に、一元的融資手続の導入や機関保証の充実(無担保・無保証人による保証引受)等により、必要な長期資金の確かな供給を図ります。

##### <対象資金の概要>

資金名	農業近代化資金 (認定農業者、認定新規就農者、 その他担い手向け)	日本政策金融公庫資金		
		農業経営基盤強化資金 (認定農業者向け) 経営体育成強化資金 (認定新規就農者、その他担い手向け)	農業改良資金 (その他担い手向け)	青年等就農資金 (認定新規就農者向け)
資金の性格等	経営改善のための一般的な長期資金(有利子) 農協等民間金融機関の貸付けのうち政策的要件に該当するものに利子補給	償還期間、資金規模、資金使途の面で農協等民間金融機関で対応し難い場合に日本公庫が融資	特別の場合の長期資金(無利子) 新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合に、日本公庫が融資	認定新規就農者の目標達成を図ろうとする場合に日本公庫が融資

##### <融資の基本的な仕組み>



##### <クイック融資>

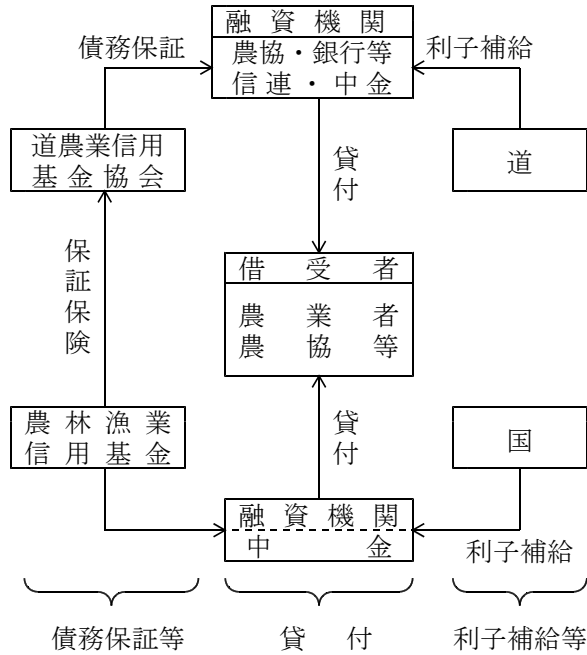
企業経営診断手法(スコアリング手法)を活用し、担い手が営農活動を行う際に緊急に必要な比較的小口の一定額までについて最速1週間で無担保・無保証人での融資の可否を判断

- 貸付対象者：認定農業者(農業経営基盤強化資金)及び一定の要件を満たす集落営農(農業近代化資金)  
※スコアリングシステムにより経営実績が一定格付以上(正常先)と判断された者に限る。
- 対象資金：農業経営基盤強化資金(安定化長期を除く。)、農業近代化資金
- 限度額：500万円

参考 主な資金の仕組み

1 農業近代化資金

① 仕組み



② 利子補給の仕組み

(農協が農業者に貸し付ける場合)

基準金利 1.60%

道の利子補給率	農業者への貸付利率
1.30%	0.30%

注) 基準金利・貸付利率・利子補給の率は金利情勢により変動する。  
(金利等は平成29年1月23日現在)

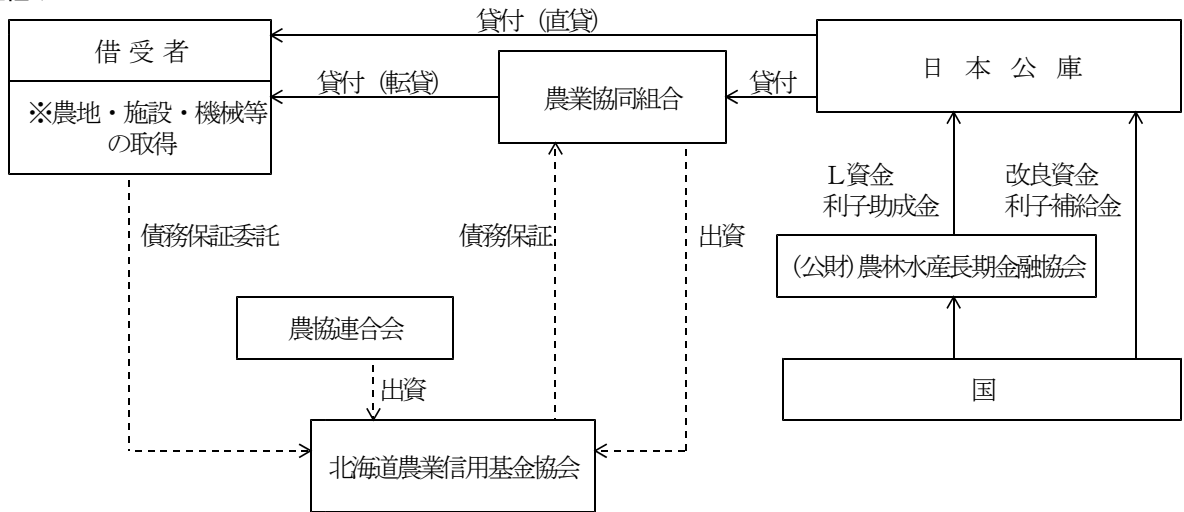
③ 認定農業者に対する利子負担軽減措置後の実質金利

償還期限	実質金利
12年以下	0.16%
12年を超え13年以下	0.18%
13年を超え14年以下	0.20%
14年を超え15年以下	0.23%

(金利は平成29年1月23日現在)

2 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）及び農業改良資金

① 仕組み



② スーパーL無利子化措置に係る利子助成の仕組み（平成24年度～）

スーパーL資金貸付金利 (償還期間、財政融資資金金利等に応じて変動)	利子助成	実質金利
0.16～0.30%	0.16～0.30%	0.00%

(表中の金利等は平成29年1月23日現在)

注) 平成24年度から、市町村が作成する「人・農地プラン」において、地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者が借り入れる場合、国により貸付当初5年間の無利子化措置が講じられている。

また、平成28年2月1日から、人・農地プランにおいて中心的経営体として位置付けられた認定農業者又は農地中間管理機構から農用地を借り受けた認定農業者が環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）による経営環境変化に対応して、新たに規模拡大や農産物輸出等の攻めの経営展開を図るために借り入れる場合についても、貸付当初5年間の無利子化措置が講じられている。